

# 兵庫県公報

平成26年7月1日 火曜日 第2607号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

	ページ
告 示	
県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
平成15年兵庫県告示第448号（漁船損害等補償法の規定による加入区の指定）の一部改正（水産課）	2
公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
同上（同）	2
同上（同）	2
公共測量が終了した旨の通知（同）	3
道路の区域の変更（道路保全課）	3
平成5年兵庫県告示189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（都市政策課）	3
兵庫県営住宅退去者滞納家賃の収納事務の委託（住宅管理課）	7
公 告	
個人情報の保護に関する条例の運用状況（文書課）	7
情報公開条例の運用状況（同）	9
海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	10
大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	11
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
病院局告示	
料金の収納事務の委託	12
同上	12
同上	13
同上	14
同上	14
料金の徴収事務の委託	14
同上	14
同上	15
同上	15
料金の収納事務の委託	15
病院局公告	
入札公告	15
正 誤	
平成26年3月31日付け兵庫県公報号外中	21

## 告 示

### 兵庫県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成26年6月17日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に

対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成26年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	宇原地区	平成26年7月1日から 同 月22日まで	洲本市役所 五色庁舎



兵庫県告示第606号

平成15年兵庫県告示第448号(漁船損害等補償法の規定による加入区の指定)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成26年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

表中「由良町中央加入区 由良町中央漁業協同組合」を「由良町加入区 由良町漁業協同組合」に改め、「由良加入区 由良漁業協同組合」及び「東由良町加入区 東由良町漁業協同組合」を削る。



兵庫県告示第607号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量(地籍調査実施に伴う4級公共基準点の設置)
- 2 作業期間  
平成26年6月18日から同年9月10日まで
- 3 作業地域  
三田市相生町の一部 地内



兵庫県告示第608号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南あわじ市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量(道路3次元データ計測)
- 2 作業期間  
平成26年6月13日から同年9月19日まで
- 3 作業地域  
南あわじ市内全域



兵庫県告示第609号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加東市天神東袴鹿谷土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年7月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成26年7月1日から平成27年3月31日まで
- 3 作業地域  
加東市天神及び袴鹿谷地内



兵庫県告示第610号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年7月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点計画図）
- 2 作業期間  
平成26年5月12日から同年6月10日まで
- 3 作業地域  
尼崎市西長洲町二丁目ほか



兵庫県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成26年7月1日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三 木 宍 粟 線	三木市福井1丁目984番1から 同 市末広3丁目101番13まで	旧	6.0から 36.0まで	977.0	
	三木市福井1丁目984番1から 同 市末広3丁目101番13まで	新	6.0から 36.0まで	977.0	
	三木市別所町高木字羽場3番1から 同 市末広3丁目118番2まで		11.0から 41.0まで	980.0	予定地



兵庫県告示第612号

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、平成26年7月1日から施行する。

平成26年7月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1の表丹波地域緑豊かな環境形成地域（条例第4条第1項第3号）の款を次のように改める。

丹波地域緑豊かな環境形成地域（条例第4条第1項第3号）	緑豊かな地域環境の形成に関する条例第9条第1項第3号に掲げる区域	丹波市
-----------------------------	----------------------------------	-----

2の(1)表の3の款を次のように改める。

3	近畿自動車道敦賀線(舞鶴若狭自動車道)	第1種禁止地域等	三木市吉川町金会地内吉川ジャンクション	京都府境	路端から1,000メートル以内の区域(用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域を除く。)	三木市吉川町金会地内吉川ジャンクション	京都府境	用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域	三木市 三田市 丹波市
---	---------------------	----------	---------------------	------	---	---------------------	------	-----------------------------------	-------------------

2の(1)表の備考1を次のように改める。

備考 1 神戸市域内、姫路市域内、尼崎市域内、西宮市域内及び篠山市域内は、上記の区域から除外する。

2の(2)表の11の款を次のように改める。

11	一般国道173号	第3種禁止地域等	川西市一庫地内長原トンネル北端	京都府境	路端から100メートル以内の区域	川西市一庫地内長原トンネル北端	京都府境	路端から1,000メートル以内の区域(禁止地域等の区域を除く。)	川西市猪名川町
----	----------	----------	-----------------	------	------------------	-----------------	------	----------------------------------	---------

2の(2)表の13の款を次のように改める。

13	一般国道176号	第3種禁止地域等	(一般国道176号バイパス)		路端から100メートル以内の区域(用途地域の区域を除く。)	丹波市氷上町稲継地内一般国道175号との交点	三田市三輪4丁目地内市道三輪茂原線との交点	路端から1,000メートル以内の区域(禁止地域等の区域を除く。)	丹波市三田市
			丹波市氷上町稲継地内一般国道175号との交点	丹波市柏原町下町地内柏原陸橋東詰					
			丹波市柏原町見長地内町道下小倉第15号線との交点	三田市三輪4丁目地内市道三輪茂原線との交点					

2の(2)表の18の款を次のように改める。

18	一般国道372号	第3種禁止地域等	京都府境	加西市・姫路市境	路端から100メートル以内の区域(用途地域の区域を除く。)	京都府境	加西市・姫路市境	路端から1,000メートル以内の区域(禁止地域等の区域を除く。)	加東市 小野市 加西市
----	----------	----------	------	----------	-------------------------------	------	----------	----------------------------------	-------------------

2の(2)表の31の款を次のように改める。

31	県道川西篠山線	第3種禁止地域等	川西市小花1丁目地内一般国道176号との交点	京都府境	路端から100メートル以内の区域(用途地域の区域を除く。)	川西市小花1丁目地内一般国道176号との交点	京都府境	路端から1,000メートル以内の区域(禁止地域等の区域を除く。)	川西市猪名川町
----	---------	----------	------------------------	------	-------------------------------	------------------------	------	----------------------------------	---------

2の(2)表の37の款を削り、同表38の款から44の款を37の款から43の款として改める。

2の(2)表の45の款を44の款とし、次のように改める。

44	県道黒石三田線	第3種禁止地域等	三田市駅前町地内都内計画道路三田幹線との交点	三田市・篠山市境	路端から100メートル以内の区域(用途地域の区域を除く。)	三田市駅前町地内都市計画道路三田幹線との交点	三田市・篠山市境	路端から1,000メートル以内の区域(禁止地域等の区域を除く。)	三田市
----	---------	----------	------------------------	----------	-------------------------------	------------------------	----------	----------------------------------	-----

2の(2)表の46の款から48の款を45の款から47の款として改める。

2の(2)表の49の款を48の款とし、次のように改める。

48	県道篠山山南線	第3種禁止地域等	篠山市・丹波市境	丹波市山南町谷川地内町道谷川駅前線との交点	路端から100メートル以内の区域	篠山市・丹波市境	丹波市山南町井原地内一般国道175号との交点	路端から1,000メートル以内の区域(禁止地域等の区域を除く。)	丹波市
			丹波市山南町谷川地内西日本旅客鉄道株式会社加古川線との交点	丹波市山南町井原地内一般国道175号との交点					

2の(2)表の50の款から57の款を49の款から56の款として改める。

2の(2)表の58の款及び59の款を削り、60の款から79の款を57の款から76の款として改める。

2の(2)表及び(3)表の備考1を次のように改める。

備考 1 神戸市域内、姫路市域内、尼崎市域内、西宮市域内及び篠山市域内は、上記の区域から除外する。

2の(4)表の2の款を次のように改める。

2	西日本旅客鉄道株式会社福知山線	第3種禁止地域等	尼崎市・伊丹市境	丹波市柏原町北中地内大縄手踏切	路端から100メートル以内の区域(用途地域の区域を除く。)	尼崎市・伊丹市境	京都府境	路端から1,000メートル以内の区域(禁止地域等の区域を除く。)	伊丹市 川西市 宝塚市 三田市 丹波市
			丹波市春日町坂地内一般国道176号バイパスとの交点	京都府境					

2の(4)表の備考1を次のように改める。

備考 1 神戸市域内、姫路市域内、尼崎市域内、西宮市域内及び篠山市域内は、上記の区域から除外する。

4の(1)ア 河川表の4の款を次のように改める。

4	篠山川	第3種禁止地域等	篠山市・丹波市境	加古川合流点	河川区域から展望できる地域で、河川区域の境界線から100メートル以内の区域				丹波市
---	-----	----------	----------	--------	---------------------------------------	--	--	--	-----

4の(1)ア 河川表の6の款を次のように改める。

6	武庫川	第3種禁止地域等	篠山市・三田市域の交点	西宮市・尼崎市・伊丹市それぞれの市域の交点	河川区域から展望できる地域で、河川区域の境界線から100メートル以内の区域（用途地域の区域を除く。）	篠山市・三田市域の交点	西宮市・尼崎市・伊丹市それぞれの市域の交点	河川区域から展望できる地域で、河川区域の境界線から100メートル以内の区域（用途地域の区域に限る。）	三田市 宝塚市 伊丹市
---	-----	----------	-------------	-----------------------	--	-------------	-----------------------	--	-------------------

4の(1)イ ダム表の備考を次のように改める。

備考 神戸市域内、姫路市域内、尼崎市域内、西宮市域内及び篠山市域内は、上記の区域から除外する。  
6の表を次のように改める。

番号	種別	地域又は場所	関係市町
1	第2種禁止地域等	佐用町歴史的環境保存条例（昭和58年佐用町条例第19号）第7条第1項の規定により指定された歴史的環境区域	佐用町
2	第2種禁止地域等	景観法第8条第1項の規定により豊岡市が定める景観計画に指定された出石城下町景観形成重点地区及び城崎温泉景観形成重点地区の区域（商業地域の区域を除く。）	豊岡市
3	第2種禁止地域等	景観法第8条第1項の規定により朝来市が定める景観計画に指定された竹田景観形成地区、口銀谷景観形成地区、太盛景観形成地区及び奥銀谷景観形成地区の区域	朝来市

10の(1)表の3の款を次のように改める。

3	近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）	三木市吉川町金会地内 吉川ジャンクション	京都府境	用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域	三木市 三田市 丹波市
---	---------------------	-------------------------	------	-----------------------------------	-------------

10の(1)表の備考を次のように改める。

備考 神戸市域内、姫路市域内、尼崎市域内、西宮市域内及び篠山市域内は、上記の区域から除外する。

10の(2)表の3の款を次のように改める。

3	県道川西篠山線	川西市小花1丁目地内 一般国道176号との交点	京都府境	用途地域で路端から100メートル以内の区域	川西市 猪名川町
---	---------	----------------------------	------	-----------------------	----------

10の(2)表の備考を次のように改める。

備考 神戸市域内、姫路市域内、尼崎市域内、西宮市域内及び篠山市域内は、上記の区域から除外する。

10の(5)表の2の款を次のように改める。

2	武庫川	篠山市・三田市の交点	西宮市・尼崎市・伊丹市それぞれの市域の交点	河川区域から展望できる地域で、河川区域の境界線から100メートル以内の区域（用途地域の区域に限る。）	三田市 宝塚市 伊丹市
---	-----	------------	-----------------------	--	-------------



兵庫県告示第613号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり兵庫県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を委託した。

平成26年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称  
兵庫県営住宅家賃
- 2 委託した事務の範囲  
兵庫県営住宅の退去者に係る滞納家賃の収納事務
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名
  - (1) 東京都港区芝浦3丁目16番20号  
ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 永 易 俊 彦
  - (2) 大阪市北区西天満2丁目8番1号  
ニッテレ債権回収株式会社顧問弁護士  
長野総合法律事務所 弁護士 山 西 美 明
- 4 委託年月日  
平成26年 4月 1日
- 5 収納の方法
  - (1) 収納受託者は、兵庫県営住宅家賃の収納をするときは、その権限があることを示す委託証明書（出張して収納するときは身分証票）を納入義務者に示すものとする。
  - (2) 収納受託者は、兵庫県営住宅家賃を収納したときは、納入義務者に領収書を交付するものとする。
  - (3) 収納受託者は、収納した現金を一月分まとめて、翌月20日までに、納付書により指定金融機関に払い込むものとする。

公 告

個人情報の保護に関する条例の運用状況

個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第65条の規定により、平成25年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 実施機関が取り扱う個人情報の保護
  - (1) 個人情報取扱事務の登録状況

（件）

実 施 機 関 名	件数	実 施 機 関 名	件数
知 事	1,545	収 用 委 員 会	5
議 会	19	瀬戸内海海区漁業調整委員会	6
教 育 委 員 会	154	但馬海区漁業調整委員会	6

選 挙 管 理 委 員 会	14	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	6
人 事 委 員 会	9	公 営 企 業 管 理 者	28
監 査 委 員	7	病 院 事 業 管 理 者	24
公 安 委 員 会	6	兵 庫 県 立 大 学	13
警 察 本 部 長	195	合 計	2,044
労 働 委 員 会	7		

(2) 個人情報の開示請求及び不服申立ての状況

(件)

区分 実施機関名	書面による個人情報の開示請求					口頭による個人情報 の開示請求		不 服 申 立 て					
	請求 件数	処 理 状 況				開示対 象試験 等の数	請求 件数	申立 て件 数	処 理 状 況				
		開示	部分開示	不開示	取下げ				却下	棄却	認容	審理中	取下げ
知 事	95	79	13	3	0	22	39	2	0	0	1	1	0
議 会	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	30	22	4	4	0	6	12,431	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	5	289	1	0	1	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	7	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	312	58	245	8	1	1	353	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区 漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
但馬海区漁業 調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	5,028	5,028	0	0	0	2	8	0	0	0	0	0	0
兵庫県立大学	3	3	0	0	0	6	493	0	0	0	0	0	0
合 計	5,476	5,195	264	16	1	42	13,613	3	0	1	1	1	0

(3) 個人情報の訂正請求の状況

該当なし

(4) 個人情報の利用停止請求の状況

該当なし

2 事業者が取り扱う個人情報の保護

- (1) 指導又は助言の状況  
該当なし
- (2) 説明又は資料提出の要求の状況  
該当なし
- (3) 勧告又は公表の状況  
該当なし
- (4) 苦情相談の状況  
40件



情報公開条例の運用状況

情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第36条の規定により、平成25年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 公文書公開及び不服申立ての状況

(件)

区分 実施機関名	公文書の公開					不服申立て					
	請求 件数	処理状況				申立て 件数	処理状況				
		公開	部分公開	非公開	取下げ		却下	棄却	認容	審理中	取下げ
知 事	8,414	4,950	2,382	79	1,003	4	0	1	0	3	0
教育委員会	2,106	362	1,651	85	8	1	0	1	0	0	0
選挙管理委員会	200	28	133	28	11	0	0	0	0	0	0
人事委員会	32	0	1	0	31	0	0	0	0	0	0
監査委員	33	0	2	3	28	0	0	0	0	0	0
公安委員会	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	211	16	139	45	11	0	0	0	0	0	0
労働委員会	6	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0
収用委員会	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区 漁業調整委員会	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
但馬海区漁業 調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場 管理委員会	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	74	34	6	0	34	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	77	28	16	2	31	0	0	0	0	0	0
兵庫県立大学	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
合 計	11,163	5,420	4,332	243	1,168	5	0	2	0	3	0

2 情報提供の状況

( 件 )

提 供 場 所	提供件数
県 民 情 報 セ ン タ ー	4,689
地 域 県 民 情 報 セ ン タ ー	5,579
合 計	10,268



海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成26年7月1日から次のとおり変更する。

平成26年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海とに面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ・かき等の養殖業とが営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごの生産量の変動に大きく左右されるもののおおむね4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類が減少している。

冬季風浪が厳しく浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心として、10トン未満の小型船によるいかつりや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21、22年は1万4千トンを下回った。一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量が1,000トン台を維持するようになり、べにずわいがにも横ばい傾向であるものの、漁獲量は総じて減少傾向にあり、はたはたやすめいかが減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成25年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成25年1月から平成25年12月まで	若干
まいわし	平成25年1月から平成25年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成25年7月から平成26年6月まで	若干
するめいか	平成25年1月から平成25年12月まで	若干

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成26年1月から平成26年12月まで	若干
まいわし	平成26年1月から平成26年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成26年7月から平成27年6月まで	若干
するめいか	平成26年4月から平成27年3月まで	若干

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかの関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いかつり漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成26年5月6日から 平成26年6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成26年4月20日から 平成26年6月15日まで	3,140

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。

(3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。

(4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見は次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス西蒲田店  
 所在地 姫路市広畑区城山町1400番87
- 2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要  
 騒音発生に係る事項  
 付帯設備である冷凍庫用室外機の一部が（兵庫県）環境の保全と創造に関する条例第43号に基づく「騒音に係る特定施設等（圧縮機：動力が7.5キロワット以上のもの）」に該当するので、条例に基づく設備届出を確実にすること。
- 3 意見書の縦覧場所及縦覧期間
  - (1) 兵庫県県土設備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
 平成26年7月1日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成26年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 加東市下滝野字下ノ山502番1から502番3まで、503番、504番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 小野市黒川町58番地の2  
 有限会社アーサー 取締役 鹿島貞美
- 3 許可年月日及び許可番号  
 平成26年1月15日  
 兵庫県指令北播（加土）（建）第1 - 16号（25加東）

病院局告示

兵庫県病院局告示第1号  
 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
 平成26年7月1日

兵庫県病院事業管理者 西村隆一郎

- 1 委託した事務の範囲  
 県立尼崎病院及び県立塚口病院の医事業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地  
 株式会社ニチイ学館
- 3 委託の期間  
 平成26年1月1日から平成27年4月30日まで



兵庫県病院局告示第2号  
 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
 平成26年7月1日

兵庫県病院事業管理者 西村隆一郎

- 1 委託した事務の範囲  
 県立塚口病院の夜間事務当直業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称



東京都千代田区神田佐久間町 3 丁目 2 番地  
株式会社ソラスト

3 委託の期間

平成26年 4月 1日から平成26年 9月30日まで



兵庫県病院局告示第 7 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
平成26年 7月 1日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

1 委託した事務の範囲

県立こども病院及び県立粒子線医療センターの医事業務における料金収納事務

2 委託した相手方の所在地及び名称

東京都千代田区神田佐久間町 3 丁目 2 番地  
株式会社ソラスト

3 委託の期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで



兵庫県病院局告示第 8 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
平成26年 7月 1日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

1 委託した事務の範囲

県立がんセンターの医事業務における料金収納事務

2 委託した相手方の所在地及び名称

神戸市中央区伊藤町119番地  
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター

3 委託の期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで



兵庫県病院局告示第 9 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。  
平成26年 7月 1日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

1 委託した事務の範囲

県立塚口病院の駐車場管理業務における料金徴収事務

2 委託した相手方の所在地及び名称

尼崎市東難波町 4 丁目11番33号  
株式会社誠和管財

3 委託の期間

平成26年 4月 1日から平成27年 4月30日まで



兵庫県病院局告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。  
平成26年 7月 1日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

1 委託した事務の範囲

県立こども病院の駐車場管理業務における料金徴収事務

2 委託した相手方の所在地及び名称

大阪市中央区今橋4丁目1番1号  
タイムズ24株式会社

3 委託の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで



兵庫県病院局告示第11号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。  
平成26年7月1日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

1 委託した事務の範囲

県立がんセンターの駐車場管理業務における料金徴収事務

2 委託した相手方の所在地及び名称

西宮市六湛寺町9番16号  
日本管財株式会社

3 委託の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで



兵庫県病院局告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。  
平成26年7月1日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

1 委託した事務の範囲

県立尼崎病院、県立塚口病院、県立西宮病院、県立加古川医療センター、県立淡路病院、県立光風病院、  
県立柏原病院、県立こども病院、県立がんセンター、県立姫路循環器病センター、県立粒子線医療センター、  
兵庫県災害医療センターの料金に係る未収金の徴収事務

2 委託した相手方の所在地及び名称

東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号  
弁護士法人 舘野法律事務所

3 委託の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで



兵庫県病院局告示第13号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
平成26年7月1日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

1 委託した事務の範囲

県立こども病院のファミリーハウス管理業務における料金収納事務

2 委託した相手方の所在地及び名称

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
株式会社パソナ

3 委託の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

病 院 局 公 告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成26年7月1日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名  
県立尼崎総合医療センター（仮称）整備に係る（一）米谷昆陽尼崎線道路改築工事
- (2) 工事場所  
尼崎市東難波町2丁目
- (3) 工事概要  
工種 一般土木工事  
施工延長 L=154.4m  
規模 車道アスファルト舗装工（A）527m<sup>2</sup> 同舗装工（B）10m<sup>2</sup> 歩道アスファルト舗装工408m<sup>2</sup>  
排水性舗装工1,410m<sup>2</sup> 管渠工110m 集水桝工8箇所
- (4) 工期  
平成27年1月30日限り
- (5) 最低制限価格  
有
- (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格  
無
- (7) 入札方式  
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）
- (8) 契約締結予定日  
平成26年8月上旬
- (9) 支払条件  
ア 前払金 有  
イ 中間前払金 有  
ウ 部分払 有 履行期間中2回以内とする。  
エ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

## 2 応募方法

単独企業による。

## 3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

## (1) 資格要件

- ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業に係る建設業の許可を有すること。
- ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が一般土木工事であること。
- エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。  
なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。
- オ 兵庫県阪神南県民センター管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成26年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の一般土木工事においてA等級、B等級及びC等級であること。ただし、A等級の者にあつては、兵庫県の建設工事入札参加者に係る資格格付要領第4条の規定による一般土木工事における社会貢献評価数値を有する者であつて、その合計点数が40点以上であること。B等級の者にあつては、技術・社会貢献評価数値を有する者であつて、その合計点数が60点以上であること。C等級の者にあつては、平均工事成績が75点以上又は総合数値が750点以上であること。
- カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第

225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)

ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(7) 本工事に係る設計業務等の受注者 東洋技研コンサルタント株式会社

(イ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(ウ) 代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の一般土木工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日(確認基準日)までに完了しない者は、一般土木工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 建設業法第26条に規定する土木工事業の技術者の資格を有する者を適正に配置すること。

(7) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(イ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係(原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

(3) 入札保証金 不要

(4) その他

入札参加資格の確認基準日は、入札参加申込み期限日とする。

4 建設工事請負契約書等の閲覧

(1) 閲覧期間

平成26年7月1日(火)から同月25日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する事務所等)

神戸市中央区下山手通5丁目10番1(兵庫県庁西館2階)

兵庫県病院局企画課

電話 (078)341-7711(代表) 内線3475

FAX (078)351-2883

5 設計図書の交付

(1) 交付期間

平成26年7月1日(火)から同月25日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 交付場所

兵庫県ホームページ([http://web.pref.hyogo.lg.jp/amagasaki\\_kaichiku.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/amagasaki_kaichiku.html))

6 提出資料様式等の交付

(1) 交付期間

平成26年7月1日(火)から同月25日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 交付場所

前記5(2)に同じ。

7 入札参加受付

(1) 提出期間

平成26年7月14日(月)から同月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

- (3) 提出部数  
1部
  - (4) 提出資料等  
制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式3号の5）
  - (5) 提出方法  
持参又は郵送とする。いずれも締切日の午後4時必着のこと。
  - (6) その他
    - ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。
    - イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
    - ウ 提出された申込書等は、返却しない。
    - エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。
- 8 質問書（様式任意）の受付
- (1) 受付期間  
平成26年7月1日（火）から同月16日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前8時30分から午後4時まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）
  - (2) 提出場所  
前記4(2)に同じ。
  - (3) 提出方法  
必ず書面にて持参、郵送又はファックスにより提出すること。いずれも締切日の午後4時必着のこと。
- 9 回答書の閲覧
- (1) 閲覧期間  
平成26年7月23日（水）から同月25日（金）まで  
午前8時30分から午後4時まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）
  - (2) 閲覧場所  
前記5(2)に同じ。
- 10 入札手続等
- (1) 入札及び開札の日時  
平成26年7月28日（月）午後2時
  - (2) 入札及び開札の場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1  
兵庫県庁西館1階大入札室
  - (3) 入札の方法  
上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。
  - (4) 入札に関する条件
    - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
    - イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。
    - ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
    - エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
    - オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。
    - カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。
    - キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
    - ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者宛ての委任状を提出すること。
    - ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。
    - コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入

札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記11において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記11(2) 入札参加資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約当事者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

11 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札参加資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受注者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受注者関係

本工事に係る設計業務の受注者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

前記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受け付けない。)し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

12 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

13 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に建設工事請負契約書を締結すること。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

14 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

15 その他

(1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること(工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。)

- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。
- (6) 入札結果については、落札決定日の翌日までに公表する。結果の公表は、前記4(2)における閲覧とする。

正 誤

平成26年3月31日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県規則第13号（精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則）中

（ページ）	（行）	（誤）	（正）
2	29	同条第5項中	同条第6項中